

5 信 監 第 1 0 号
令和6年1月26日

信 濃 町 長 鈴 木 文 雄 様
信濃町議会議長 佐 藤 武 雄 様

信濃町監査委員 荒 井 英一郎
信濃町監査委員 湊 喜 一

令和5年度財政的援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、この監査の結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

令和5年度財政的援助団体等監査報告書

第1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定及び令和5年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関連する事務の執行について監査を実施しました。

第2 対象年度

令和4年度執行分

第3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の各号のいずれかに該当する団体を選定し、令和5年12月22日に実施しました。

- (1) 町から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 町から補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）
- (4) 事務所の所在地が町にあり、かつ団体事務を町へ委任している団体

第4 監査実施団体

一般社団法人信州しなの町観光協会

第5 監査の実施方法

監査実施団体の財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、同団体から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施しました。

また、所管課の上記財政的援助に係る事務の執行について、同課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問その他必要と認めた監査手続を実施しました。

第6 監査の結果

監査を実施した団体において、指摘事項はありませんでした。なお、意見については、別紙監査対象団体の監査結果のとおりです。

また、所管課については、指摘事項及び意見はありませんでした。そのほか軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促しましたので、記載を省略します。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成31年3月26日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

○監査対象団体の監査結果

監査団体名	一般社団法人信州しなの町観光協会				
団体所在地	信濃町大字柏原 2692 番地 12				
監査年月日	令和 5 年 12 月 22 日	所管課	産業観光課		
団体の概要	代 表 者	代表理事（会長） 有江 重毅			
	設立年月日	平成 24 年 4 月 25 日	資本金等	正味財産 10,536,816 円	
	主な事業の内容	1 観光基盤の整備に関すること（交通体制、宿泊・飲食・土産販売等）			
		2 商工振興（商店街振興、物産振興、町並み景観の整備等）、農林振興（食材生産、歴史・文化の保全等）			
3 自然・景観の保全（山林、原野、河川、湖沼及び観光資源の保全等）					
4 交流・渉外（催事、取材、研修対応等）					
5 宣伝・誘客（情報発信、旅行企画、出版等）					
6 ホスピタリティの向上に関すること（案内、接客、サービス機能等）					
7 共同事業の実施に関すること（関係諸機関・組織との連携等）					
	令和 4 年度 決算状況	収益 18,691,637 円 費用 18,532,028 円	収支差額 159,609 円 正味財産増減額 △351,392 円		
監査対象事項	令和 4 年度補助金 10,230,000 円 【内訳】 令和 4 年度信濃町観光協会運営費補助金 4,144,000 円 令和 4 年度信濃町観光案内所運営補助金 3,710,000 円 令和 4 年度外国人観光客誘致事業補助金 800,000 円 令和 4 年度信濃町観光協会運営費補助金（コロナ対策）1,576,000 円				
監査結果	指摘事項はありませんでした。				
意見	○ 経理規程の見直しと内部統制の整備について 補助金等を執行するための会計処理を定めた、一般社団法人信州しなの町観光協会経理規程(以下「経理規程」という。)を確認した結果、第 25 条に定める決算書類について、第 26 条で理事会の承認を得ると規定されていますが、法人定款第 30 条では定時会員総会で承認を受けなければならないとされていますので、両者の整合性を図ってください。 また、理事のうち 1 名を会計担当理事としているとのことですが、経理規程第 4 条に定める財務担当理事であるならば名称を統一するとともに、その職務を規定する等、内部統制を明確にしてください。				

○所管課に対する指摘事項及び意見

産業観光課

指摘事項及び意見はありませんでした。